

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大仙市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧大曲市地域

#### (1) 現況

本地域は、仙北平野が広がる稲作地帯である。一部の傾斜のあるほ場では大区画化を行うことができず、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧神岡町地域

#### (1) 現況

本地域は、仙北平野が広がる稲作地帯である。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧西仙北町地域

#### (1) 現況

本地域は、中山間地域にある稲作地帯であり、米のほか、土川じゅんさい、強首はくさいといったブランド化した野菜の栽培も行っている。一部の傾斜のあるほ場では大区画化を行うことができず、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4. 旧中仙町地域

#### (1) 現況

本地域は、仙北平野が広がる稲作地帯である。一部の傾斜のあるほ場では大区画化を行うことができず、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 5. 旧協和町地域

#### (1) 現況

本地域は、中山間地域にある稲作地帯である。一部の傾斜のあるほ場では大区画化を行うことができず、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 6. 旧南外町地域

### (1) 現況

本地域は、中山間地域にある稲作地帯であり、米のほか、南外ほほえみかぼちゃ、南外ニラ、といったブランド化した野菜の栽培も行っている。傾斜のあるほ場では大区画化を行うことができず、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及、及び多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 7. 旧仙北町地域

### (1) 現況

本地域は、仙北平野が広がる稲作地帯であり、米のほか、仙北はとむぎといったブランド化した穀物の栽培も行っている。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 8. 旧太田町地域

### (1) 現況

本地域は、奥羽山脈に沿った中山間地域と仙北平野が広がる平場地域がある稲作地帯であり、米のほか、横沢曲りねぎ、太田とんぶり、太田山うどといったブランド化した野菜の栽培も行っている。傾斜のあるほ場では大区画化を行うことができず、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている一方で、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式への関心が高まってきている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及、及び多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大曲市区域 西仙北町区域 中仙町区域 協和町区域 南外村区域 太田町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
②	神岡町区域 仙北町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

- ・本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。
- ・法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

① 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちアの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法	土川村 荒川村、峰吉川村、淀川村、船岡村 外小友村、南檜岡村
山村振興法	土川村 荒川村、峰吉川村、船岡村 外小友村 長信田村
過疎法	大仙市全域

区域名称は農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6年16日付け20統計第188号）時点の旧市町村単位とする。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

## ② 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。また、認定農業者に準ずる者とは、例えば、大仙市農業委員会が作成するあっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

## ③ その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。